

許可申請提出書類チェックリスト（土石の堆積に関する工事）

綴 順	書類名		チェック
	内 容	備 考	
1	許可申請書		
	☐ 土石の堆積に関する工事の許可申請書	国様式 様式第四	☐
2	土石の崩壊防止措置の設計書		
	☐ 構台等の設計書	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	☐
	☐ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画		
	☐ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画		
3	土砂流出防止措置の設計書		
	☐ 鋼矢板の設計書	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	☐
	☐ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画		
	☐ 土石の傾斜部の安定化に関する計画		
4	現況写真		
	☐ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		☐
5	申請者確認書類		
	申請者が個人の場合	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）	☐
	☐ 氏名及び住所を証する書類		
	申請者が法人の場合		
	☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を証する書類		
6	申請者の資力・信用確認書類		
	以下に該当しないことを誓約する書類	市様式 様式第 9 号 住民票は個人番号の記載のないもの。個人番号カードの写しは、表面のみ	☐
	☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		
	☐ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者		
	☐ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者		
	☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類		
	工事主が個人の場合		
	☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 住民税の納税証明書（最近 3 年間）		
	工事主が法人場合		
	☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近 3 年間） ☐ 事業経歴書		
	発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合		
	☐ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し		
	☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類		

許可申請提出書類チェックリスト（土石の堆積に関する工事）

綴 順	書類名		チェック
	内 容	備 考	
7	権利者全ての同意を得たことを証する書類		
	☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 印鑑証明書	市様式 様式第 7 号	☐
8	周辺住民への周知を行ったことを証する書類		
	説明会を開催した場合 ☐ 開催の周知範囲の位置図 ☐ 開催案内及び結果資料（説明会資料等）	市様式 様式第 8 号	☐
	書面を配布した場合 ☐ 配布範囲の位置図 ☐ 配布書面		
	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ☐ 掲示場所の位置図 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの		
9	施行者の能力を証する書類		
	☐ 法人の登録事項証明書（個人の場合は履歴書） ☐ 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	必要書類は工事施行者により異なるため、「盛土規制法の手引 5.6」を参照すること 市様式 様式第 10 号	☐

許可申請提出書類チェックリスト（土石の堆積に関する工事）

綴順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	チェック
10	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		☐
11	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの 標高差を示すもの とすること	☐
12	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配 が十分の一を超える土地における堆 積した土石の崩壊を防止するための 措置を講ずる位置及び当該措置の 内容、空地の位置、柵その他これに 類するものを設置する位置、雨水そ の他の地表水を有効に排除する措 置を講ずる位置及び当該措置の内 容並びに堆積した土石の崩壊に伴う 土砂の流出を防止する措置を講ずる 位置及び当該措置の内容	1/500 以上	断面図を作成した 箇所、断面図と照 合できるように記号 を付すること 空地、雨水その他 の地表水による堆 積した土石の崩壊 を防止するための 措置及び堆積した 土石の崩壊に伴う 土砂の流出を防 止する措置につい ては、申請書と照 合できるように番 号を付すること	☐
13	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	高低差の著しい箇 所について作成す ること	☐
14	求積図	・土石の堆積を行う土地の部分	指定なし		☐
15	排水施設の設計 に係る書類				☐

*代理申請について

申請書の提出を申請者以外が行うときは、前述の書類等に加えて委任状が必要です。

委任状：⇒様式編 参考様式 参考様式第4号

- ・盛土規制法における設計図書の作成は、行政書士ではなく有資格者が行う必要があります。
- ・建築を伴う場合には、建築士による書類作成の代理も可能です。（建築士法第21条）